

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官代理
 海上自衛隊補給本部経理部
 契約課長 重岡 雄樹

記

- 1 競争執行の日時及び場所
- (1) 日時：令和8年7月31日（金） 11時15分 （送達による入札書の受領期限は、令和8年7月30日（木）17時必着）
 (2) 場所：東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課第1入札室
 （送達による入札書の送付先：〒114-8565 東京都北区十条台1-5-70 海上自衛隊補給本部経理部契約課）
- 2 入札参加申込の日時等
- (1) 日時：公告日～令和8年7月30日（木） 17時まで
 (2) 場所：海上自衛隊補給本部経理部契約課
 (3) 申込：応札意思確認のため、上記の申込日時までに「入札参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」（写し）の提出をお願いします。（「入札参加申込用紙」は、入札公告HP下段の契約関係書類等から入手できます。）
- 3 競争参加者に必要な資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
 (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
 (7) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- 4 競争入札に付する事項
- | 契 約 管 理 番 号 | 件 名 | 数量・単位 | 履 行 期 限 | 履 行 場 所 |
|-----------------------|----------------|---------------|-----------|---------|
| G26-S26-2000307817-00 | フタル酸樹脂系塗料用シンナー | 7,632
リットル | 令和9年2月26日 | 各地 |
- 5 仕様説明会
- 実施しません。
- 6 入札書の記載金額
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載して下さい。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除きます。
- 7 契約金額の端数処理
- 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札書に記載された書面上の金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に相当する額をもって申込みがあったものとし、
- 8 契約条項、入札条件を示す場所
- 東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室
- 9 保証金
- (1) 入札保証金及び契約保証金：全額免除とします。
 (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

10 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要します。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができます。

11 適用する契約条項

売買契約一般条項

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とします。

13 その他

- (1) 入札及び契約心得・契約条項は、海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室前（十条駐屯地C庁舎北棟）に掲示するほか、海上自衛隊オフィシャルサイトにも掲載しています。
- (2) 入札参加者は、入札日前日（入札日の前日が日曜日、国民の祝日及び休日の場合は、その前の平日とする。）までに参加申込用紙に記入の上、資格審査結果通知書の写しとともに提出した後、仕様書等を受領して下さい。ただし、5項に示す説明等がある場合はこれによります。
- (3) 送達により入札を行う場合は、入札書を契約管理番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、1(1)に示す受領期限までに送付するものとします。
- (4) 納入先又は履行先によっては、基地の入門に際し、事前の手続きが必要となる場合があります。また、米軍と同一の基地については手続きが異なる場合がありますので、契約一般条項の規定に基づき、あらかじめご確認下さい。なお、詳細は要求元担当者までお問い合わせ下さい。
- (5) この入札に関する詳細については、海上自衛隊補給本部経理部契約課契約係までお問い合わせ下さい。

TEL：03-3908-5121（内線）5645 5689

FAX：03-5924-7603

なお、この入札における仕様(内訳)書の内容については、要求元担当者までお問い合わせ下さい。

TEL：03-3908-5121（内線）5421

内訳書

1/2

項目 番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	8010-002-25345	フタル酸樹脂系塗料用シンナー		ZLI	2,304	横造補所分任官	2027/02/26	フタル酸樹脂系塗料用シンナー
			DSP K 5405E					
20	8010-002-25345	フタル酸樹脂系塗料用シンナー		ZLI	2,970	呉造補所分任官	2027/02/26	フタル酸樹脂系塗料用シンナー
			DSP K 5405E					
30	8010-002-25345	フタル酸樹脂系塗料用シンナー		ZLI	1,098	舞造補所分任官	2027/02/26	フタル酸樹脂系塗料用シンナー
			DSP K 5405E					
40	8010-002-25345	フタル酸樹脂系塗料用シンナー		ZLI	828	大造補所分任官	2027/02/26	フタル酸樹脂系塗料用シンナー
			DSP K 5405E					
50	8010-002-25345	フタル酸樹脂系塗料用シンナー		ZLI	144	阪基分任官	2027/02/26	フタル酸樹脂系塗料用シンナー
			DSP K 5405E					
60	8010-002-25345	フタル酸樹脂系塗料用シンナー		ZLI	144	函基分任官	2027/02/26	フタル酸樹脂系塗料用シンナー
			DSP K 5405E					
70	8010-002-25345	フタル酸樹脂系塗料用シンナー		ZLI	144	3 1 空群分任官	2027/02/26	フタル酸樹脂系塗料用シンナー
			DSP K 5405E					

内訳書

2/2

[illegible]

防 衛 省 仕 様 書 改 正 票

D S P

K 5405E(1)

フタル酸樹脂系塗料用シンナー

制定 昭和49年11月28日

改正 令和 2年 8月21日

(THINNER, SYNTHETIC RESIN ENAMEL)

この改正票は, DSP K 5405E(フタル酸樹脂系塗料用シンナー)についてのもので
あり, DSP K 5405Eと併用される。

1.3 a) 規格 中

“ J I S K 2 2 5 6 石油製品－アニリン点及び混合アニリン点試験方法

J I S K 5 6 0 1－2－1 塗料成分試験方法－第2部:溶剤可溶物中の成分分析－第1節:酸化(滴定法)

J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール箱”

を

“ J I S K 2 2 5 6 石油製品－アニリン点及び混合アニリン点の求め方

J I S K 5 6 0 1－2－1 塗料成分試験方法－第2部:溶剤可溶物中の成分分析－第1節:酸価(滴定法)

J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール”

に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

フタル酸樹脂系塗料用シンナー

制定 昭和49. 11. 28

改正 平成22. 5. 18

(THINNER, SYNTHETIC RESIN ENAMEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主としてフタル酸樹脂系塗料などを希釈するのに用いるフタル酸樹脂系塗料用シンナー（以下、シンナーという。）について規定する。

1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 1 による。

表 1－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
フタル酸樹脂系塗料用シンナー	8010-002-2534-5

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- J I S K 2 2 5 6 石油製品－アニリン点及び混合アニリン点試験方法
- J I S K 5 6 0 0－1－1 塗料一般試験方法－第1部：通則－第1節：試験一般（条件及び方法）
- J I S K 5 6 0 0－1－2 塗料一般試験方法－第1部：通則－第2節：サンプリング
- J I S K 5 6 0 1－1－1 塗料成分試験方法－第1部：通則－第1節：試験一般（条件及び方法）
- J I S K 5 6 0 1－1－2 塗料成分試験方法－第1部：通則－第2節：加熱残分
- J I S K 5 6 0 1－2－1 塗料成分試験方法－第2部：溶剤可溶物中の成分分析－第1節：酸化（滴定法）
- J I S K 5 6 0 1－2－3 塗料成分試験方法－第2部：溶剤可溶物中の成分分析－第3節：沸点範囲
- J I S P 3 8 0 1 ろ紙（化学分析用）
- J I S Z 1 5 0 6 外装用段ボール箱
- J I S Z 1 5 0 7 段ボール箱の形式
- J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール箱
- J I S Z 1 6 0 2 金属板製18リットル缶
- J I S Z 1 6 0 7 金属板製ふた・口金
- N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）

2

K 5405E

2 品質

品質は、付表 1 の規定に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表 1 による。

3.2 検査の一般条件

検査の一般条件は、J I S K 5600-1-1 及び J I S K 5601-1-1 による。

3.3 試料採取方法

検査のための試料採取方法は、J I S K 5600-1-2 による。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、J I S Z 1602 に規定する金属板製 18 リットル缶又は同等品¹⁾とし、ふたは J I S Z 1607 の B 形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたものとする。ただし、金属板製 4 リットル缶(ふたは、J I S Z 1607 の B 形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたもの)を使用する場合は、調達要領指定書による。

注¹⁾ 形状、寸法、材質等が同等な容器であって、危険物の規制に関する規則第 4 1 条～第 4 3 条又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第 8 条に定める基準に適合するもの

4.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 外装する缶の数量は 1 個とする。
- b) 段ボール箱は、J I S Z 1506 に規定する外装用段ボール箱とし、図 1 を標準とする。
- c) 段ボール箱の材料は、J I S Z 1516 の両面段ボール又は複両面段ボールとし、段の種類は A 段又は B 段とする。
- d) 段ボール箱の形式は、J I S Z 1507 の 0502 とする。
- e) 外装は、手環取り出し用の穴から手環が使用できるように行うものとし、容器側面の表示を外装で覆うことがないようにする。

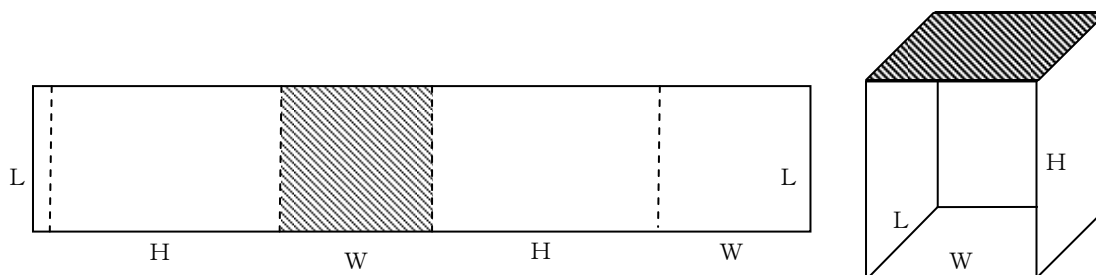


図 1－外装用段ボール箱

4.3 表示

容器の表示は、次による。

- a) N D S Z 0 0 0 1 による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。
b) 労働安全衛生法及び危険物の規制に関する規則による。

4.4 納入単位

納入単位は、23 ℃における容量(L)とする。

付表 1－品質

項目		規定	試験方法
透明性		透明(無色又はかすかに色づいたもの)であって、沈殿物のないこと。	試料をかき混ぜ、直ちに無色透明の試験管(径約15 mm, 長さ約150 mm)に深さ約100 mmまで入れ、拡散昼光の下で調べる。
しみ		しみが残らないこと。	J I S P 3 8 0 1 のろ紙の中央に試料を約0.2 ml滴下し2時間常温乾燥後、目視でしみの有無を調べる。
加熱残分	%	2以下	J I S K 5 6 0 1－1－2 に準じて試験する。試料100 mlの質量m_1を量り取り、25 mlになるまで蒸留する。これを質量の分かっている蒸留皿に移し、水浴上でほとんど蒸発させた後、105±2 ℃の乾燥器中で2時間加熱後、デシケータ中で放冷した後、残留物の質量m_2を測定する。 $NV = \frac{m_2}{m_1} \times 100$ ここに、NV : 加熱残分 m_1 : 試料の質量(g) m_2 : 残留分の質量(g)
蒸留試験	初留点	℃	125以上
	90容量%留出温度	℃	190以下
	乾点	℃	210以下
酸価		0.3以下	J I S K 5 6 0 1－2－1 による。
混合アニリン点		℃	47以下
			J I S K 2 2 5 6 による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	契 約 管 理 番 号	G26-S26-2000307817-00
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 0 日
	作 成 部 課	補給本部需品部需品第 1 課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 2 日
品 名	フタル酸樹脂系塗料用シンナー	
仕 様 書 番 号	D S P K 5 4 0 5 E (1)	

指定事項：本調達は次による。

3 監督・検査

検査は、海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日）によるものとし、品質保証書及び検査成績書について書面審査を受けるものとする。

なお、社内検査は、納入する製品が契約の要求に合致していることを社内規定に基づき実施するものとする。

5 提出書類

提出書類については、表 1 による。

表 1－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	注記
1	終了届（検査等申請書）	検査官	1	海上自衛隊経理執行要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日），別紙様式第 2 9 による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
2	検査調書（完成検査合格証）	検査官	4	海上自衛隊経理執行要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日），別紙様式第 3 0 による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
3	品質保証書及び検査成績書	検査官	1	—
4	安全データシート	検査官	1	—
		納入部隊	1	納入部隊毎に各 1 部提出
5	包装証明及び外装の表示	検査官	1	—
6	納品書	受領検査官	6	海上自衛隊補給実施要領について（通知）（補本装補第 2 0 7 2 号。1 8．1 2．2 7），海補 3 0 2 1 様式による。